

国立大学法人長崎大学と国立大学法人九州工業大学との間における教育研究の  
連携・協力の推進に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と国立大学法人九州工業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり教育研究の連携・協力の推進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、工学系を中心に協力可能な全ての分野において、それぞれの教育、研究及び人材育成などの連携・協力を、互恵の精神に基づき効果的に推進することにより、相互の教育及び研究の振興に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力を推進するものとする。

- （1）教育・人材育成・就職活動の相互支援に関する事項
- （2）共同研究に関する事項
- （3）産学官連携に関する事項
- （4）国際連携に関する事項
- （5）前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、別途協議の上、前項に掲げる連携・協力事項を実施するために必要な事項を定めることができる。

（実施内容等）

第3条 前条の連携・協力事項に関する具体的な実施内容は、甲及び乙で協議の上、決定するものとし、本協定の目的を達成するため、できる限り広範囲な連携が実現するよう努力するものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の推進により創成された知的財産権等に係る持分について、甲乙それぞれの貢献度を踏まえて決定するものとし、その維持・管理費用等に関しては、当該決定された持分に応じて原則負担するものとする。

2 当該知的財産権等の実施の許諾、譲渡等の取扱いは、個別の案件ごとに甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力をを行うに際して知り得た情報については、適切な管理を行うとともに、相手方の同意を得ずに第三者に対して開示してはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する1か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による申出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

（協定の解約）

第7条 前条に規定する有効期間中に関わらず、甲及び乙のいずれかにより解約の申し入れがあった場合であって、相手方が承諾するときは、本協定は終了する。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、双方協議の上、これを定め、又は解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年11月18日

（甲）

国立大学法人長崎大学

学 長 河 野 茂

自署 河野茂

（乙）

国立大学法人九州工業大学

学 長 尾 家 祐 二

自署 尾家祐二